

申請書提出期限及び補助基準額の取扱いについて

1 申請書提出期限

期間	提出期限	備考
2023年(令和5年)4月1日 ～2023年(令和5年)8月 までに生じた経費	2023年(令和5年) 10月20日	
2023年(令和5年)9月～ 2023年(令和5年)12月 までに生じた経費	2024年(令和6年) 1月22日	・集団感染等に対応が継続している場合、事前連絡のうえ、感染対応が終了次第、速やかに提出してください。
2024年(令和6年)1月～ 2024年(令和6年)3月 までに生じた経費	2024年(令和6年) <u>5月31日</u>	・ <u>既に感染対応が終了しているものについては、速やかに申請いただきますようお願いいたします。</u>

2 補助基準額及び個別協議の取扱いについて

(1) **2023年度(令和5年度)補助金の基準額(補助上限額)は、2022年度(令和4年度)と同額としています。(※施設内療養費を含む。)**

※当補助金は、広島県地域医療介護総合確保事業補助金を活用しているため、広島県の要綱に準じています。国の要綱とは異なりますので御留意ください。

ただし、次の(ア)、(イ)のいずれにも該当する場合、個別協議のうえ、基準額を超過して申請することができます。この場合、申請書の提出と併せて、個別協議書を提出してください。

- (ア) 同時期又は一定期間(1か月程度)に、同事業所・施設等で定員の半数以上又は10人以上の有症感染者が発生した場合
- (イ) 基準額を大幅に超過する支出があるなどの事由により、基準額による補助金の交付では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合

(2) 留意事項

- ・個別協議を伴う申請については、予算の執行状況を加味したうえで交付額を算定するため、補助金の交付までに、通常の申請書よりかなり時間を要する可能性があります。
- ・個別協議は、あくまでも例外的な措置であることに御留意ください。
- ・申立書の内容について、担当から、より詳細な状況をヒアリングする場合があります。